

ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社 宛
同意書

弊社は、貴社に各種サービスを委託するにあたって、次の事項に同意致します。

1. 貴社のサービスは、以下の web ページに掲載される DHL エクスプレス運送約款に従って提供されること。

https://www.dhl.co.jp/ja/express/shipping/shipping_advice/terms_conditions.html

(ただし、URL は随時変更される場合があります。)

2. アカウント取引条件（別紙 1）及びご利用に際してのご留意事項（別紙 2）の条件に従うこと。

会社名

役職

氏名

ご署名又は押印 _____

日付 年 月 日

いずれかにチェックをお願いいたします。

支払方法（該当項目に✓）

口座自動引落（手数料無料）

ご利用限度額 50 万円/月

指定口座振込

ご利用限度額 10 万円/月

(別紙1) アカウント取引条件



アカウント取引条件

(別紙2) ご利用に際してのご留意事項

1. 料金について

アリババ株式会社（以下「アリババ」といいます）がアリババのオンラインマーケットプレイス（以下「ワールドパスポート」といいます）を通じてお客様に提示する DHL の各種サービスにかかる料金表は、お客様がワールドパスポートで販売した商品の配送に関して弊社にサービスを委託する場合にのみ適用されるものです。これ以外の場合については、弊社のウェブサイトに掲載される標準料金、又はご依頼に応じて都度弊社より提示する料金が適用されます。

2. 容積重量について

重量については、IATA(国際航空運送協会)の規定に基づき、貨物の容積重量 (Volume Weight) が実重量 (Actual Weight) を超える場合は、5,000 立方センチメートルを 1.0 キログラムと換算する容積重量をもとに料金を算出致します。

3. 航空機燃料割増金について

航空機燃料割増金としまして、別途フューエルサーチャージをご請求させていただきます。詳細は、毎月弊社ウェブサイト上に更新されます。

4. お荷物の補償範囲と荷主保険について

貨物に対する弊社の責任補償額は、1 件の貨物につき、同貨物の実際の価額（申告価格）を限度とし、かつ、「1.0 キログラム当たり 22SDR（1.0 キログラム当たり約 USD30.00）」を超えないものとします。別途荷主保険をおかけになる場合、集荷ご依頼時にその旨お申し付け頂き且つ弊社送り状にてご指示ください。

保険料： 輸出：申告価格の 1.2%、もしくは 2,500 円のいずれか高い方を適応。

輸入及び 3 国間輸送：申告価格の 1.2%、もしくは 2,500 円のいずれか高い方を適応。

5. 規定外貨物手数料について

重量または寸法に対し一定の規定を設け、規定外貨物につきましては「規定外貨物手数料」を下記の通りご請求させていただきます。

- 1 梱包の実重量もしくは容積重量： 70.0kg を超える貨物
- 1 梱包の寸法： 1 辺の長さが辺の長さが 120cm を超える貨物
- 上面が平面でない形状の貨物、及び梱包面に「上積（下積）不可」等の表記/ステッカー一貼付があるパステッカー貼付がある、また基準寸法を超える貨物

【手数料金額】 1 梱包につき

- 規定外貨物手数料（重量）： 10,500 円（免税）

- 規定外貨物手数料（寸法）：10,000円（免税）
- 規定外貨物手数料（積み重ね不可）：21,500円（免税）

※重量、寸法ともに規定を超える場合は重量10,500円の手数料が適用されます。積み重ね不可は重量・寸法とともに21,500円の手数料が適用されます。

輸出元払い、輸入着払い（三国間サービスを含む）いずれも、上面が平面ではない形状等の不規則な梱包、梱包面に「上積（下積み）不可」等の表記/ステッカー貼付がある場合、および基準寸法を超える場合には、該当梱包に対し、規定外貨物手数料（形状）が適用されます。

6. 遠隔地集配手数料について

仕向け地及び発送地が「対象遠隔地域」となっている場合「遠隔地集配手数料」をご請求させていただきます。

対象遠隔地につきましては、弊社ウェブサイトにてご確認いただけます。

- 運送状1枚につき ・海外遠隔地集配手数料：2,600円または60円/kg（いずれか高いほうが適用）

※料金表には、任意の「保険料金」、「航空機燃料割増金」、「遠隔地集配手数料」、「規定外貨物手数料」等は含まれておりません。

7. 支払条件について

弊社は、お客様の貨物の運送引受分を、お客様と合意した期日に締め切り、明細書を添付のうえお客様に請求致します。お支払方法は請求書発行日から30日以内に、同意書所定の方法にてお支払いいただきます。なお、貨物に関わる関税及び諸税に関する請求については、7日以内に現金でお支払いいただきます。

請求書に対する疑義については、請求書発行日から30日以内に、弊社にご報告ください。正当な理由なく期日までにお支払いいただけない金額がある場合は、弊社は当該残額につき、年率14.6%の利息を請求する権利及び／又は弊社サービスを停止する権利を留保するものとします。お客様は、お客様のアカウント番号において行われるすべての貨物に関する料金、追加料金及び関税等の支払い義務を負うものとします。

8. 利用限度額について

弊社は取引開始時およびその継続に当たり、お客様によって個別の利用限度額を設定致します。利用限度額は運送料金、各種手数料、弊社立替払い輸入関税・消費税を含みます。限度額を超えて利用があった場合は事前入金、担保の提供など適切な処置をお客様に対して求めることができます。尚、弊社が必要と判断した場合この限度額を変更することがあります。

9. 取引解除について

お客様及び弊社は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合、直ちに契約を解除することができます。

- A) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき
- B) 破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立があったとき破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立があったとき
- C) 支払停止又は支払不能支払停止又は支払不能、もしくは支払遅延によりそれらの懸念が発生した、もしくは支払遅延によりそれらの懸念が発生したとき
- D) 銀行取引停止処分を受けたとき銀行取引停止処分を受けたとき
- E) 監督官庁から営業の停止を命じられたとき監督官庁から営業の停止を命じられたとき
- F) 主要な株主・取締役の変更、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、その他会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じ主要な株主・取締役の変更、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、その他会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき
- G) 解散したとき解散したとき

10. オンラインの出荷ツール

弊社サービスの料金は、お客様が弊社に発注するにあたり、弊社のオンライン出荷ツール（DHL ウェブ SHIPPING、DHL インポートエクスプレスオンライン、DHL イージーシップ、DHL Eメールシップ、DHL XML サービス、EDI（貨物のオンライン発注））を利用されることを前提として設定されています。お客様は、弊社から事前に同意を得ていない限り、弊社に対し、出荷される貨物に関して、個別対応による各種処理、記録作成、ラベル添付、又は請求書作成等の提供を要求しないものとします。弊社の請求書に関しては、配達証明は付されないものとしますが、配達証明については、配達完了後最大 3 ヶ月間は追加料金をお支払いいただくことにより発行が可能です。

11. 秘密情報

本契約は、秘密扱いとなっています。お客様及び弊社は、相手方から事前に承諾を得ることなく、本契約の存在及び内容を開示又は公表することはできません。

12. 準拠法

本契約は、日本国の法律に準拠するものとし、東京地方裁判所の専属管轄権に服するものとします。本契約は、お客様と弊社との完全な合意であり、本契約締結に先立つすべての口頭、書面の契約に優先し、それに代替するものとします。

以上